

平成29年度

東近江市農業委員会
第8回（3月期）月例総会
議事録

1. 開催日時 平成30年3月12日（月）午前9時から午前11時
2. 開催場所 東近江市役所 新館313会議室
3. 出席委員 21人 欠席委員 2人

議席番号	出欠	議席番号	出欠
1	出	12	出
2	出	13	出
3	欠	14	出
4	出	15	出
5	出	16	出
6	出	17	出
7	出	18	出
8	出	19	出
9	出	20	出
10	出	21	欠
11	出	22	出
議長（会長）	16番委員		

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議事上程

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 事業計画変更承認申請について

議案第5号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の報告について

議案第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の報告について

議案第7号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について

議案第8号 農地の貸借権の合意解約の報告について

議案第9号 市街化調整区域内における農家住宅の農業者照明の報告について

議案第10号 東近江市農用地利用集積計画（案）について

5. 事務局職員

農業委員会事務局

局長	次長
主幹	主事

6. 会議の内容

議 長 　ただ今から、平成29年度第8回（3月期）月例総会を開会致します。
委員総数22名のうち、現在の出席者数は20名、欠席者は2名であり、この総会は成立致します。
日程第1は、議事録署名委員の指名であります。
議席番号19番 ●●●●●委員、20番 ●●●●●委員を指名致します。

議 長 　日程第2は、議事の上程であります。
最初に、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題と致します。
なお、今回は案件が多くございますので、番号①番から⑦番までを前半とし、番号⑧番から⑭番までを後半とし、審議しますのでよろしくお願い致します。
それでは、前半の番号①番から⑦番までについて、事務局の説明を求めます。

事務局 　それでは議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、農地法第3条第1項の規定に基づき、農地の権利を移転又は設定したい旨、次のとおり申請があったので、許可することについて意見を求めます。

番号1についてご説明いたします。

五個荘奥町に居住される譲受人と五個荘小幡町に居住される譲渡人から、譲渡人所有の農地2筆、五個荘奥町字前田●●●●番、1,046㎡、地目「田」外

1

筆、合計3,383㎡について交換による所有権移転の申請がされました。

なお、当該農地については従来から利用権設定をされており、耕作をされています。譲受人の取得後における耕作面積は236.56aで下限面積を上回っております。

譲受人は地域の農業を理解しており、水利調整、共同作業等協力するとのことで、周辺地域との調和要件について問題ないと考えます。

また、農作業に必要な農機具についてはトラクター、乾燥機、籾摺機、トラックは所有しておられ、コンバイン、田植機については地元営農組織と共同利用されています。経営農地は世帯3人で耕作され、全部効率利用の面で問題ないと考えます。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

担当委員は ●●●●委員です。

次に、番号2についてご説明いたします。

五個荘小幡町に居住される譲受人と五個荘奥町に居住される譲渡人から、譲渡人所有の農地1筆、五個荘小幡町字高洲●●番●、936㎡、地目「畑」、現況地目「田」について交換による所有権移転の申請がされました。

譲受人の取得後における耕作面積は95.70aで下限面積を上回っております。

す。譲受人は地域の農業を理解しており、水利調整、共同作業等協力すること
ことで、周辺地域との調和要件について問題ないと考えます。

また、農作業に必要な農機具についてはトラクター、田植機、トラックは所有
しておられ、収穫、乾燥調整については地元営農組織と共同利用されています。
経営農地は世帯2人で耕作され、全部効率利用の面で問題ないと考えます。
農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしてい
ると考えます。

担当委員は、●●●●委員です。

次に、番号3についてご説明いたします。

小脇町に居住される譲受人と譲渡人から、譲渡人所有の農地1筆、小脇町字大
平●●●●番、2,618㎡、地目「田」について売買による所有権移転の申請が
されました。

譲受人の取得後における耕作面積は170.12aで下限面積を上回っておりま
す。譲受人は地域の農業を理解しており、水利調整、共同作業等協力すること
ことで、周辺地域との調和要件について問題ないと考えます。

また、農作業に必要な農機具についてはトラクター、トラックは所有しておら
れ、コンバイン、田植機、乾燥機、糞摺機については地元営農組織と共同利用
されています。経営農地は世帯2人で耕作され、全部効率利用の面で問題ない
と考えます。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしてい
ると考えます。

担当委員は、●●●●委員です。

次に、番号4についてご説明いたします。

小脇町に居住される譲受人と譲渡人から、譲渡人所有の農地6筆、小脇町字寿
●●●●番、1,123㎡、地目「田」外5筆、合計5,864㎡について売買による
所有権移転の申請がされました。

譲受人の取得後における耕作面積は202.58aで下限面積を上回っておりま
す。譲受人は地域の農業を理解しており、水利調整、共同作業等協力すること
ことで、周辺地域との調和要件について問題ないと考えます。

また、農作業に必要な農機具についてはトラクター、トラックは所有しておら
れ、コンバイン、田植機、乾燥機、糞摺機については地元営農組織と共同利用
されています。経営農地は世帯2人で耕作され、全部効率利用の面で問題ない
と考えます。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしてい
ると考えます。

担当委員は、●●●●委員です。

次に、番号5についてご説明いたします。

今崎町に居住される譲受人と譲渡人から、譲渡人所有の農地1筆、今崎町字北
中道●●●番、568㎡、地目「畑」について売買による所有権移転の申請がさ
れました。

譲受人の取得後における耕作面積は194.68aで下限面積を上回っておりま
す。権利移転の農地は畑の取得ですが譲受人は地域の農業を理解しており、地
域の農業に配慮することとすることで、周辺地域との調和要件について問題ないと考

えます。

また、農作業に必要な農機具についてはトラクター、コンバイン、田植機、トラックは所有しておられ、乾燥機、糶摺機についてはリースされています。経営農地は世帯2人で耕作され、全部効率利用の面で問題ないと考えます。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

担当委員は、●●●●委員です。

次に、番号6についてご説明いたします。

小川町に居住される譲受人と京都市山科区に居住される譲渡人から、譲渡人所有の農地1筆、小川町字米澤●●●番●、107㎡、地目「畑」について売買による所有権移転の申請がされました。

譲受人の取得後における耕作面積は61.41aで下限面積を上回っております。権利移転の農地は畑の取得ですが譲受人は地域の農業を理解しており、地域の農業に配慮することとすることで、周辺地域との調和要件について問題ないと考えます。

また、農作業に必要な農機具についてはトラクター、コンバイン、田植機、乾燥機、糶摺機、トラックは所有しておられます。経営農地は世帯4人で耕作され、全部効率利用の面で問題ないと考えます。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

担当委員は、●●●●委員です。

次に、番号7についてご説明いたします。

大中町に居住される譲受人と近江八幡市に居住される譲渡人から、譲渡人所有の農地1筆、大中町●●●番、10,000㎡、地目「田」について売買による所有権移転の申請がされました。

譲受人の取得後における耕作面積は363.15aで下限面積を上回っております。譲受人は地域の農業を理解しており、水利調整、共同作業等協力することとすることで、周辺地域との調和要件について問題ないと考えます。

また、農作業に必要な農機具についてはトラクター、コンバイン、田植機、トラックは所有しておられ、乾燥調整については他の農家に作業委託されています。経営農地は世帯3人で耕作され、全部効率利用の面で問題ないと考えます。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

担当委員は、●●●●委員です。

以上です。ご審議よろしく申し上げます。

議長

事務局の説明が終わりました。

まず①番について、何かご意見はございますか。

(異議なし)

②番について、何かご意見はございますか。

(異議なし)

③番について、何かご意見はございますか。

(異議なし)

④番について、何かご意見はございますか。

(異議なし)

⑤番について、何かご意見はございますか。

8番 担当区域ですので現地を確認したのですが、この農地の場所は都市計画道路にかかってはいませんか。

事務局 場所は都市計画道路の延長線上にあるようですが、確認が取れていませんのでまた確認しておきます。

8番 都市計画道路がかかっている問題はないのですか。

事務局 耕作されるために取得されるということですので、問題はありません。

議長 では次に⑥番について、何かご意見はございますか。

(異議なし)

⑦番について、何かご意見はございますか。

(異議なし)

議長 それでは採決に移ります。本案の①番から⑦番までを承認される方は挙手を願います。

(全員挙手)

議長 全員賛成と認めます。よって、本案の①番から⑦番までは可決いたしました。

議長 それでは、引き続き、後半の番号⑧番から⑭番までについて、事務局の説明を求めます。

事務局 では、番号8についてご説明いたします。

建部日吉町に居住される譲受人と神奈川県秦野市に居住される譲渡人から、譲渡人所有の農地1筆、建部日吉町字吉住●●●番、3,019㎡、地目「田」について売買による所有権移転の申請がされました。

譲受人の取得後における耕作面積は166.29aで下限面積を上回っております。譲受人は地域の農業を理解しており、水利調整、共同作業等協力することによって、周辺地域との調和要件について問題ないと考えます。

また、農作業に必要な農機具についてはトラクター、コンバイン、田植機、乾燥機、籾摺機、トラックは所有しておられます。経営農地は世帯2人で耕作され、全部効率利用の面で問題ないと考えます。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

担当委員は、●●●●委員です

次に、番号9についてご説明いたします。

建部日吉町に居住される譲受人と譲渡人から、譲渡人所有の農地1筆、建部日吉町字吉住●●●番、2,146㎡、地目「田」について売買による所有権移転の申請がされました。

譲受人の取得後における耕作面積は 166.29 a で下限面積を上回っております。譲受人は地域の農業を理解しており、水利調整、共同作業等協力することのことで、周辺地域との調和要件について問題ないと考えます。

また、農作業に必要な農機具についてはトラクター、コンバイン、田植機、乾燥機、籾摺機、トラックは所有しておられます。経営農地は世帯 2 人で耕作され、全部効率利用の面で問題ないと考えます。

農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

担当委員は、●●●●委員です。

次に、番号 10 についてご説明いたします。

譲受人は小脇町を拠点とする社会福祉法人と小脇町に居住される譲渡人から、譲渡人所有の農地 10 筆、小脇町字栄●●●●番、403 m²、地目「畑」外 9 筆、合計 6,266 m²について売買による所有権移転の申請がされました。

本申請につきましては、社会福祉法人が農地の所有権移転されるための申請です。譲受人は社会福祉事業として、施設の利用者が農作業を労働活動と位置づけ働く喜びや収穫の達成感を感じて、生き生きとした生活を営めるよう支援することを目的とされ、今回、取り組まれる活動といたしましては、生活介護事業と呼ばれるもので重度の障害をお持ちの方で、通常の事業所に雇用されることが困難な利用者に対して、自立の促進、生活の改善、身代機能の維持向上を目的とするサービスであり、施設の利用者が人として当たり前な生活を継続できるようにするため、地域の市民及び農家との連携を行いながら、大豆、綿花、水稲の栽培を行なわれるものであります。

譲受人の取得後の耕作面積は 62.66 a で下限面積を上回ります。譲受人は社会福祉事業として大豆、綿花、水稲の栽培を行うとしており、法人登記簿、定款、事業計画書及び議事録等を提出いただき、社会福祉事業を目的として農地の権利設定をされることを確認しております。また、営農計画書を提出されておられます。

譲受人は地域の農業を理解しており、水利調整、共同作業等協力することのことで、周辺地域との調和要件について問題ないと考えます。

また、農作業に必要な農機具についてはトラクター、コンバイン、田植機、乾燥機、籾摺機、トラックは導入予定されておられます。農地法第 3 条第 2 項第 1 号に掲げる場合のただし書きの政令で定める事由、農地法施行令第 6 条第 1 項の 1 項ハ並びに農地法施行規則第 19 条の規定により、社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人で農地の権利移動については例外的に許可できるものです。

農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

担当委員は、●●●●委員です。

次に、番号 11 についてご説明いたします。

平田町に居住される譲受人と京都市中京区に居住される譲渡人から、譲渡人所有の農地 1 筆、平田町字野上●●●番、799 m²、地目「畑」について売買による所有権移転の申請がされました。

譲受人の取得後における耕作面積は 225.30 a で下限面積を上回っております。権利移転の農地は畑の取得ですが譲受人は地域の農業を理解しており、地

域の農業に配慮するとのことで、周辺地域との調和要件について問題ないと考えます。

また、農作業に必要な農機具についてはトラクター、コンバイン、田植機、トラックは所有しておられ、乾燥調整については地元営農と共同利用されています。経営農地は世帯3人で耕作され、全部効率利用の面で問題ないと考えます。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

担当委員は、●●●委員です。

次に、番号12についてご説明いたします。

平田町に居住される譲受人と兵庫県川西市に居住される譲渡人外2名から、譲渡人所有の農地1筆、平田町字蒲生野●●●●番、896㎡、地目「畑」について売買による所有権移転の申請がされました。

譲受人の取得後における耕作面積は226.27aで下限面積を上回っております。権利移転の農地は畑の取得ですが譲受人は地域の農業を理解しており、地域の農業に配慮するとのことで、周辺地域との調和要件について問題ないと考えます。

また、農作業に必要な農機具についてはトラクター、コンバイン、田植機、トラックは所有しておられ、乾燥調整については地元営農と共同利用されています。経営農地は世帯3人で耕作され、全部効率利用の面で問題ないと考えます。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

担当委員は●●●委員です。

次に、番号13についてご説明いたします。

平田町に居住される譲受人と近江八幡市に居住される譲渡人から、譲渡人所有の農地1筆、平田町字蒲生野●●●●番、720㎡、地目「畑」について売買による所有権移転の申請がされました。

譲受人の取得後における耕作面積は224.51aで下限面積を上回っております。権利移転の農地は畑の取得ですが譲受人は地域の農業を理解しており、地域の農業に配慮するとのことで、周辺地域との調和要件について問題ないと考えます。

また、農作業に必要な農機具についてはトラクター、コンバイン、田植機、トラックは所有しておられ、乾燥調整については地元営農と共同利用されています。経営農地は世帯3人で耕作され、全部効率利用の面で問題ないと考えます。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

担当委員は、●●●委員です。

次に、番号14についてご説明いたします。

乙女浜町に居住される譲受人と大阪府吹田市と守山市に居住される譲渡人から、譲渡人所有の農地2筆、乙女浜町字田葎●●●●番、1,768㎡、地目「田」外1筆、合計1,968㎡について売買による所有権移転の申請がされました。

なお、当該農地については従来から利用権設定をされており、耕作をされています。譲受人の取得後における耕作面積は362.59aで下限面積を上回っております。

譲受人は地域の農業を理解しており、水利調整、共同作業等協力するとのことで、周辺地域との調和要件について問題ないと考えます。

また、農作業に必要な農機具についてはトラクター、コンバイン、田植機、乾燥機、籾摺機、トラックは所有しておられます。経営農地は世帯3人で耕作され、全部効率利用の面で問題ないと考えます。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

担当委員は、●●●●委員です。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

- 議 長 事務局の説明が終わりました。
⑧番の案件について、何かご意見はございますか。
(異議なし)
⑨番の案件について、何かご意見はございますか。
(異議なし)
⑩番の案件について、何かご意見はございますか。

9番 今回のように、社会福祉法人が農地を取得して農業を行うという事例は東近江市で過去にありましたか。

事務局 過去に1件ありまして、取得ではなくて利用権設定で権利のみの取得でされている事例でした。林田町にある社会福祉法人になります。

9番 今回、農機具、作業機は購入されるということですか。

事務局 購入ではなく、リースで取得されます。

会 長 愛東地区に●●●という社会福祉法人がありますが、そこが遊休農地などを借地して、子どもたちや障害者と一緒に農業をされています。

事務局 ●●●は今で言うところの農地所有適格法人、以前の生産法人の法人格を取得されており、そこで障害者等を雇用して、あくまで農業経営として行うということとされています。今回の蒲生野会は、市や学校が教育や研究用に使う場合や、或いは社会福祉事業として通所者や入所者の社会福祉活動に活用する場合に該当するもので、農業経営のためではありません。いわゆる不許可の例外というケースであって、この場合は下限面積の規制はありません。

議 長 他にご意見はありませんか。
(異議なし)

- 議 長 では次に、⑪番の案件について、何かご意見はございますか。
(異議なし)
⑫番の案件について、何かご意見はございますか。
(異議なし)
⑬番の案件について、何かご意見はございますか。

(異議なし)

⑭番の案件について、何かご意見はございますか。

(異議なし)

議 長 それでは採決に移ります。
本案の⑧番から⑭番までを承認される方は挙手を願います。
(全員挙手)

議 長 全員賛成と認めます。よって本案は可決いたしました。

議 長 次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題と致します。
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、農地法第4条第1項の規定に基づき、農地を転用したい旨、次のとおり申請があったので、許可することについて意見を求めます。
番号1についてご説明いたします。
本件の申請人は五個荘日吉町に居住する者で、自らの農地を農業用倉庫として利用する為に転用の申請があったものです。
申請地は、東近江市五個荘日吉町字二大石橋●●●番●、登記地目は「田」、現況地目は「宅地」外1筆、面積230.58㎡の土地です。
申請理由及び土地の選定理由につきましては、申請人は現在、5,572㎡の農地を経営されており、農業用機械や道具を保管する倉庫が必要であることから、自宅に隣接した位置であり、利便性を考慮され選定されたものです。
なお、当該申請地には、既に現在使用中の農業用倉庫がありますが、これは、申請者が農地法の許可を得ないまま転用を行い、昭和49年頃に建築したとのことで顛末書付の申請となっております。
土地の利用計画につきましては、建築面積が141.90㎡の農業用倉庫1棟の中に、トラクター、コンバイン、田植え機、育苗機、軽トラックを各1台格納し、作業スペースを設けられます。また、雨水については、既設の東側側溝へ放流されます。
申請地は、東近江市立さくらんぼ幼稚園から北西へ約1,700m、周囲を雑種地、宅地、道路に囲まれた都市計画法市街化調整区域の農振白地の土地で、農業公共投資がされていない団地規模がおおむね10ha未満の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断できます。第2種農地については、目的達成のための土地選定に代替性が見込まれる場合は原則許可できませんが、申請地の周辺に居住する者の日常生活上又必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから例外的に許可し得るものです。
資金については、顛末案件の為に発生せず、一般基準においても基準に抵触するものはなく、添付書類についても問題はありませんでした。
以上、農地法第5条第2項に基づき審査したところ、転用許可相当と判断いたしました。
担当農業委員は、●●●●委員です。

次に番号2についてご説明いたします。

本件の申請人は、建部下野町に居住する者で自らの農地を住宅の増築して利用

する為に転用の申請があったものです。

申請地は東近江市建部下野町字中善寺●●●番●、登記地目「畑」、現況地目「宅地」、面積 105 m²の土地です。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、申請人は当該申請地に隣接する宅地内にある自己所有住宅にて生活していますが、妻が身体において不自由を感じられていることから室内で洗濯の物干しが出来るようにサンルームを設置される計画となりました。また、既存の住宅には日照条件の良い、他に増築が可能場所がないことから、南側に位置する当該申請地を選定されました。なお、当該申請地は平成13年に住宅を建築された際に転用許可を受けずに庭として利用されており、顛末書付きの案件となっております。

顛末案件であるため土地の造成については、現状地盤に整地されるのみです。土地の利用計画については建築面積22.03m²のサンルーム一棟に周囲にはテラスを新設される計画となっております。

雨水については北側の雨水枡から既設雨水排水管に接続し処理される計画です。

申請地は、東近江市勤労者総合福祉センターウェルネス八日市から北西へ約700mに位置し、宅地、道路、用水路に囲まれた都市計画法市街化調整区域の農振白地の土地で、団地規模がおおむね10ha未満であり、特定土地改良事業等の施行されていない区域で、近傍の標準的な農地と比べて生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断できます。第2種農地については、目的達成のための土地選定に代替性が見込まれる場合は原則許可できませんが、第2種農地については、目的達成のための土地選定に代替性が見込まれる場合は原則許可できませんが、集落に接続して設置される住宅であるため例外的に許可し得るものです。

資金については、全額自己資金とする計画で一般基準においても基準に抵触するものはなく、その他の添付書類についても特に問題はありませんでした。

以上、農地法第4条第2項に基づき審査したところ、転用許可は相当と判断いたしました。

担当農業委員は、●●●●委員です。

次に番号3についてご説明いたします。

本件の申請人は、布施町に居住する者で自らの農地を農業用倉庫として利用する為に転用の申請があったものです。

申請地は布施町字愛ノ神●●●●番、登記地目、現況地目ともに「田」、面積3,012 m²、実測2,975 m²の内1,975.41 m²の土地です。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、申請人は認定農業者で、耕作面積は107,084.59 m²あり、現有施設は自宅敷地内にありますが、農機具の格納場所が手狭であることと集落内であるため近隣への被害が生じていることから、集落の外に既存の農業用資材置場があり、一体的に土地利用が可能であることから当該申請地を選定されました。土地の造成計画につきましては現状地盤から耕土を鋤取り良質土にて盛土をされます。

土地の利用計画については建築面積480m²の農業用倉庫一棟に乾燥機、籾摺機とトラクター、田植機、コンバイン等の農機具と農業資材置場、その他については農作業場、農業用資材置場、育苗用ハウスとなっております。

雨水排水については敷地境界部分に排水側溝を設置し、処理される計画です。

申請地は、東近江市立布引小学校から西北西へ約900mに位置し、田、雑種地、用悪水路に囲まれた都市計画法市街化調整区域の農振農用地区域内農地の

土地です。本来、農振農用地区域内農地の転用は認められませんが、本件については、市の農業振興地域整備計画における農用地利用計画で指定された用途であり、例外的に許可し得るものと考えます。

資金については、全額自己資金とする計画で一般基準においても基準に抵触するものはなく、農業振興地域整備計画の一部変更の写し、愛知川沿岸土地改良区の意見書や地元土地改良区の意見書等、法定書類も添付されており、他の添付書類についても特に問題はありませんでした。

以上、農地法第4条第2項に基づき審査したところ、転用許可は相当と判断いたしました。

担当農業委員は、●●●委員です。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。
本案については、事前調査がなされておりますので、調査の報告を求めます。

17番 それでは、3月5日に行いました調査の報告をさせていただきます。
1番目の案件ですが、先月、ここの左側に孫の住宅を建築するための転用許可申請があり、その時に隣の農舎について転用手続きができていないことが判明したため、今回顛末書付きで申請されたもので、やむを得ないものと思います。
2番目の案件ですが、右の写真の中央に家の出入口があり、そこから内側にサンルームを建てて物干し場を作るということで、これも手続きができていなかったということ、今回、顛末書付きで申請されたものです。これもやむを得ないものと思います。
3番目の布施町の案件ですが、住居は集落内にありますが、野菜中心の認定農業者ということで、作業効率等を考えて集落の外に農業用倉庫を建てたいというものです。現在の農舎は育苗用として使われ、その左側に新しく農舎を建てられる計画で、問題ないものと思います。
以上です。

議長 事務局の説明及び調査報告が終わりました。

議長 ①番について、何かご意見はございますか。
(異議なし)
②番について、何かご意見はございますか。
(異議なし)
③番について、何かご意見はございますか。

19番 図面ではこの土地の奥に建てられるということですが、前面道路等の状況はどうなっていますか。

事務局 手前側につきましては、以前に既に農業用資材置場として転用がされており、今回の農業用倉庫はその部分と一体的に利用される計画で、道路からの乗入れは、資材置場を通じてされるということです。

9番 今回のようなケースで、以前に転用手続きがされているものは注釈に記載して

おいてもらえば、分りやすいと思います。

議 長 事務局はよろしくをお願いします。

議 長 他にご意見はありませんか。
(異議なし)

議 長 それでは、採決に移ります。本案を承認される方は挙手を願います。
(全員挙手)

議 長 全員賛成と認めます。よって、本案は可決いたしました。

議 長 次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」並びに関連がございますので、議案第4号「事業計画変更承認申請について」の番号①番と②番を議題と致します。
なお、本案件も案件が多くございますので、番号①番から⑩番までと、議案第4号の番号①番と②番を前半とし、番号⑪番から⑳番までを後半とし、審議しますのでよろしくをお願いします。
それでは、前半の番号①番から⑩番までと、議案第4号の番号①番と②番について、事務局の説明を求めます。

事務局 説明に入ります前に、議案書の訂正をお願いします。
議案第3号の番号⑭番について、現況地目が畑になっていますが、正しくは雑種地ですので訂正をお願いします。
また、議案第4号の番号①番の変更後の面積について、1,478㎡となっておりますが、正しくは1,209㎡ですのでこちらも訂正をお願いします。
また、番号⑧番及び議案第4号の番号①番と②番、番号⑨番と⑩番は関連がありますので、それぞれ一括して説明します。

それでは議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、農地法第5条第1項の規定に基づき、農地を転用し農地の権利を移転又は設定したい旨、次のとおり申請があったので、許可することについて意見を求めます。
番号1についてご説明いたします。
本件の譲受人は、石塔町に居住するもので、譲渡人についても石塔町に居住するもので売買により住宅敷地として利用する為に転用の申請があったものです。
申請地は、東近江市石塔町字寺●●●番●、登記地目「田」、現況地目「宅地」、面積8.64㎡の土地です。
申請理由及び土地の選定理由は、当該申請地に隣接する譲受人の農業用倉庫の前の通路が狭く、農機具の出入りが困難であることや、農作業場として一体的に利用するスペースが手狭である状況であったこと、また、当該申請地は住居に隣接していることから利便性を考慮し選定されたものです。
なお、当該申請地は平成13年頃に農地転用の許可を受けずに転用したとして顛末書が添付されています。
顛末案件であるため、土地の造成計画はなく、土地の利用計画につきましては敷地の一部であり、農業用倉庫の農作業場及び通路として利用されるものです。
雨水については敷地南側に隣接する水路に放流され処理されます。
申請地は、東近江市立蒲生東小学校から北東へ約1.7kmの位置にあり、

周囲を宅地、田に囲まれた都市計画法市街化調整区域内の農振白地の農地で、農業公共投資がされていない団地規模がおおむね10ha未満の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断できます。第2種農地は、事業の目的を達成するために申請地に代えて周辺の土地を供することができる場合は原則許可できませんが、集落に接続して設置されるものであることから、例外的に許可できるものです。

資金については全額自己資金とする計画で一般基準においても基準に抵触するものはなく、その他の添付書類についても特に問題はありませんでした。

以上、農地法第5条第2項に基づき審査したところ、転用許可は相当と判断いたしました。

担当農業委員は、●●●●委員です。

次に、番号2についてご説明いたします。

本件の譲受人は小川町に居住する者、譲渡人は京都市山科区に居住する者で、売買により露天駐車場として利用する為に転用の申請があったものです。

申請地は、東近江市小川町字米澤●●●番●、登記地目は「畑」、現況地目は「畑、宅地」で、面積208㎡の土地です。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、申請人家族は、現在4台の自家用車を所有されていますが、来客者の駐車スペースがないことから、自宅に近い今回の申請地を選定されました。なお、申請地には、車庫及びコンテナがありますが、これは、申請者の父が農地法の許可を得ないまま転用を行い、昭和50年頃に設置したとのことで顛末書付の申請となっております。

土地の利用計画につきましては、自家用及び来客用の駐車場4台分と旋回スペースとして利用されるものです。

土地の造成計画につきましては、表土を10cm鋤取り、10cmの盛土をして転圧をし、碎石舗装されます。南側の畑に隣接する箇所にコンクリートブロックを設置し、土砂の流出を防止されます。雨水につきましては、隣接する側溝へ放流されます。

申請地は、東近江市立能登川東小学校から西へ約550m、周囲を宅地、雑種地、畑、道路に囲まれた都市計画法市街化調整区域の農振白地の土地で、農業公共投資がされていない団地規模がおおむね10ha未満の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断できます。第2種農地については、目的達成のための土地選定に代替性が見込まれる場合は原則許可できませんが、申請地の周辺に居住する者の日常生活上又必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから例外的に許可し得るものです。

資金については全額、自己資金とする計画で、一般基準においても基準に抵触するものはなく、添付書類についても問題はありませんでした。

以上、農地法第5条第2項に基づき審査したところ、転用許可相当と判断いたしました。

担当農業委員は、●●●●委員です。

次に、番号3についてご説明いたします。

本件の譲受人は小川町に居住する者、譲渡人は京都市山科区に居住する者で、売買により露天駐車場として利用する為に転用の申請があったものです。

申請地は、東近江市小川町字米澤●●●番●、登記地目は「畑」、現況地目は「畑」で、面積107㎡の土地です。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、申請人家族は、現在5台の自家用車を所有されていますが、駐車場が手狭になってきたこと、また来客者の駐車スペースもないことから、自宅に近い今回の申請地を選定されました。土地の利用計画につきましては、自家用及び来客用の駐車場3台分と旋回スペースとして利用されるものです。

土地の造成計画につきましては、表土を10cm 鋤取り、10cmの盛土をして転圧をし、碎石舗装されます。南側の畑に隣接する箇所にコンクリートブロックを設置し、土砂の流出を防止されます。雨水につきましては、隣接する側溝へ放流されます。

申請地は、東近江市立能登川東小学校から西へ約550m、周囲を宅地、畑に囲まれた都市計画法市街化調整区域の農振白地の土地で、農業公共投資がされていない団地規模がおおむね10ha未滿の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断できます。第2種農地については、目的達成のための土地選

定に代替性が見込まれる場合は原則許可できませんが、申請地の周辺に居住する者の日常生活上又必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから例外的に許可し得るものです。

資金については全額、自己資金とする計画で、一般基準においても基準に抵触するものはなく、添付書類についても問題はありませんでした。

以上、農地法第5条第2項に基づき審査したところ、転用許可相当と判断いたしました。

担当農業委員は、●●●●委員です。

次に、番号4についてご説明いたします。

本件の譲受人は小川町に居住する者、譲渡人は京都市山科区に居住する者で、売買により通路として利用する為に転用の申請があったものです。

申請地は、東近江市小川町字米澤●●●番●、登記地目は「畑」、現況地目は「雑種地」で、面積41㎡の土地です。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、申請人宅への進入路が狭いことや、自宅の建て替えに際し、建築基準法の接道とするため、隣接する今回の申請地を選定されました。なお、申請地は、すでに通路として利用されていますが、これは、申請者の父が昭和50年頃に農地法の許可を得ないまま転用を行ったとのことで顛末書付の申請となっております。

土地の利用計画につきましては、自宅への進入路として利用されるものです。顛末案件であるため、土地の造成計画はなく、雨水につきましては、隣接する側溝へ放流されます。

申請地は、東近江市立能登川東小学校から西へ約550m、周囲を宅地、雑種地、畑、道路に囲まれた都市計画法市街化調整区域の農振白地の土地で、農業公共投資がされていない団地規模がおおむね10ha未滿の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断できます。第2種農地については、目的達成のための土地選定に代替性が見込まれる場合は原則許可できませんが、申請地の周辺に居住する者の日常生活上又必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから例外的に許可し得るものです。

資金については全額、自己資金とする計画で、一般基準においても基準に抵触するものはなく、添付書類についても問題はありませんでした。

以上、農地法第5条第2項に基づき審査したところ、転用許可相当と判断いた

しました。
担当農業委員は、●●●●委員です。

次に、番号5についてご説明いたします。

本件の申請人である譲受人は、東近江市土器町に事務所を置く農事組合法人で、譲渡人は同市池之尻町に居住する者で、贈与により露天駐車場に転用するため申請があったものです。

申請地は、東近江市土器町字向山●●番 登記地目、現況地目はいずれも「田」で、面積は171㎡の土地です。

申請理由は、申請人である譲受人は現在、20ha余りを経営する農事組合法人であり、経営規模の拡大により大型機械の導入や農用資材も増加し農作業場が不足しており、今回駐車場を整備することで作業時には農業機械を移動し、十分な作業スペースを確保したうえで、効率的な農作業を実現していくためとしています。

土地の選定理由につきましては、申請地は集落の外れに位置しており、作業前後の農業機械の点検整備における騒音や埃の発生を防ぐことが可能となるためとしています。

土地の利用計画につきましては、トラクター等農業用機械の駐車場6台のほか、農機具点検スペース、作業時の資材置場としています。

造成計画については、耕土を鋤取り、前面道路高まで平均45cmの盛土をして整地したあと砕石仕上げの計画です。雨水については敷地内の排水路に放流する計画となっています。

申請地は、布引斎苑から北西へ約650メートル、周囲を畑と宅地、山林、道路に囲まれた都市計画区域市街化調整区域内の農振白地の土地で、団地規模がおおむね10ha未滿の特定土地改良事業等の施行されていない区域で、生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

第2種農地は、事業の目的を達成するために申請地に代えて周辺の土地を供することができる場合は原則許可できませんが、申請地の周辺の地域において居住する者の業務上必要な施設で、集落に接続して設置されることから例外的に許可し得るものと考えます。

資金については全額自己資金で賄われ、一般基準においても基準に抵触するものはなく、その他の書類についても特に問題はありませんでした。

以上、農地法第5条第2項に基づき審査したところ、転用許可は相当と判断いたしました。

担当農業委員は、●●●●委員です。

次に、番号6についてご説明いたします。

本件の譲受人は、湯屋町に居住する者で、譲渡人については甲賀市に居住する者で売買により住宅及び倉庫として利用する為に転用の申請があったものです。申請地は東近江市今在家町字里●●●番、登記地目「山林」、現況地目「畑及び宅地」、面積458㎡の土地です。

申請理由及び土地の選定理由は、譲受人は湯屋町の実家において祖母、両親、兄夫婦に子供と譲受人夫婦とその子供の9人の世帯であり、子供の成長に伴い手狭であり、また、譲受人は兄と共に実家で建築板金業を営んでおり、旧湖東町内のできるだけ近くに住居を建築したいとのことから当該申請地を選定されました。なお、当該申請地の一部については、譲渡人の父が昭和51年に農業

用倉庫として建築しており農地法の許可を得ずに転用したとして顛末書が添付されています。

土地の造成計画については、現状地盤から耕土を鋤取った後、山砂にて盛土された後に整地をされ、周囲についてはL字型擁壁を設置し、土砂の流出を防止されます。

土地の利用計画については建築面積が96㎡の2階建住宅が1棟と建築面積が97.46㎡の一般倉庫1棟の他、自家用車2台分の駐車スペース及び庭として利用されます。

雨水については敷地に勾配を設け西側に隣接水路にて処理され、生活排水については農村下水道に接続されます。

申請地は、東近江市立ひばり幼稚園から北北東へ約1.2kmの位置にあり、周囲を宅地、道路、畑に囲まれた都市計画法非線引区域内の農振白地の農地で、農業公共投資がされていない団地規模が10ha未満の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断できます。第2種農地については、目的達成のための土地選定に代替性が見込まれる場合は原則許可できませんが、集落に接続して設置される住宅であることから例外的に許可し得るものと考えます。資金については自己資金及び金融機関からの借入金にて調達され、一般基準においても、基準に抵触するものはなく、添付書類についても問題はありませんでした。

以上、農地法第5条第2項に基づき審査したところ、転用許可は相当と判断いたしました。

担当農業委員は、●●●●●委員です。

次に、番号7についてご説明いたします。

本件の譲受人は、今在家町に居住する者で、譲渡人については甲賀市に居住する者で売買により通路として利用する為に転用の申請があったものです。

申請地は東近江市今在家町字里●●●番●、登記地目「山林」、現況地目「畑」、面積17㎡の土地です。

申請理由及び土地の選定理由は、譲受人は当該申請地の西側に隣接する宅地に居住しており、また当該申請地東側に隣接する畑を所有されていますが、畑に進入するための通路が当該申請地の他にはなく、通路として確保する必要があり、また、先程、番号6の案件において、新たに住宅及び倉庫としての計画がされていることから今般転用許可申請をされたものであります。

土地の造成計画等については現状は畑ではありますが、特別な工事は必要ではなく、現在、植栽されている樹木の枝葉を払う程度の簡易な作業のみであり、転用に伴う費用は発生しないとしています。

土地の利用計画については自宅から畑への通路として利用されるもので、雨水については地下浸透にて処理されます。

申請地は、東近江市立湖東ひばり幼稚園から北北東へ約1.2kmの位置にあり、周囲を宅地、道路、畑に囲まれた都市計画法非線引区域内の農振白地の農地で、農業公共投資がされていない団地規模が10ha未満の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断できます。第2種農地については、目的達成のための土地選定に代替性が見込まれる場合は原則許可できませんが、申請地周辺に居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、例外的に許可できるものです。

資金については前述いたしましたように工事が不要であることから発生せず、

一般基準においても、基準に抵触するものはなく、添付書類についても問題はありませんでした。

以上、農地法第5条第2項に基づき審査したところ、転用許可は相当と判断いたしました。

担当農業委員は、●●●●●委員です。

次に、番号8及び議案第4号の事業計画変更承認申請についての番号1及び2については関連がございますので一括してご説明いたします。

これまでの経過を申し上げます。当初の事業計画者は当該申請地について、平成21年11月19日付け農地法第5条において、農業倉庫、農家住宅、駐車場として許可を受け、その内農業倉庫、駐車場については転用をされました。その後当初の事業計画者の父が亡くなり、農家住宅としての計画が不要となりましたが、当初の事業計画者の子が結婚され、現在は栗東市の借家に居住されていますが将来的に家族が増え、両親の世話も容易になることから実家の近くにて、新居を建築する計画をされました。

このことから当該申請地に新たに自己用戸建専用住宅として転用の計画をされたことで、新たに農地法第5条の許可申請がされました。

併せて、当初の事業計画者の子が今回、事業承継者として、事業当初の事業計画であった農業倉庫、農家住宅、駐車場の内、農家住宅としての事業が変更になることから、当初の事業計画者の子から、農地法第5条許可に係る事業計画変更承認申請がされたものです。

また、当初の事業計画者については事業目的が変更となり、農業倉庫、農家住宅、駐車場から農業倉庫、駐車場へ事業目的が変更となったことで、農地法第5条許可に係る事業計画変更承認申請がされたものです。

はじめに当初の事業計画者の子が自己用戸建専用住宅を建築される計画である農地法第5条の許可申請及び事業計画変更承認申請についての番号1についてご説明いたします。

本件の譲受人は栗東市に居住する者外1名で、譲渡人は上羽田町に居住する者で使用貸借により自己用戸建専用住宅として利用する為、申請があったものです。

申請地は上羽田町字西山●●●●番、登記地目「田」、現況地目「畑」、面積222㎡の土地です。

なお、譲受人の内1人は譲渡人の子にあたる方です。また、譲受人が今般の事業計画変更の事業承継者となります。

自己用戸建専用住宅における土地の造成計画については、現状地盤から耕土を鋤取り整地をするのみで、土地の利用計画といたしましては2階建自己用戸建専用住宅の建築面積が66.24㎡と他は庭として利用される計画です。

雨水については敷地全体に勾配を設け、南東側の雨水桝に集水され隣接する側溝へ接続し処理され、生活排水については農村下水道に接続するとしています。

申請地は、東近江市立平田コミュニティーセンターから、南南東に約2.1kmに位置し、周囲を田、宅地に囲まれた都市計画法市街化調整区域の農振白地の土地で、農業公共投資がされていない団地規模がおおむね10ha未満の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断できます。第2種農地は、事業の目的を達成するために申請地に代えて周辺の土地を供することができるときは原則許可できませんが、集落に接続して設置される住宅であることから、

例外的に許可できるものです。

資金については全額金融機関からの借入とし、一般基準においても、基準に抵触するものはなく、添付書類についても特に問題はありませんでした。

以上、農地法第5条第2項に基づき審査したところ、転用許可は相当と判断いたしました。

また、事業計画変更承認申請については、変更後の転用事業がその計画に従って実施できることが確実で、農地転用許可基準により転用許可相当と認められるため、事業計画変更承認申請についても承認できるものと考えます。

次に、当初の事業計画者による農地法第5条許可に係る事業計画変更承認申請についての番号2について、ご説明いたします。

当初の事業計画者は前述いたしましたとおり、当初計画されていた農家住宅としての計画が不要となりましたので、計画は農業倉庫、駐車場のみとして事業計画変更承認申請をされました。

申請地は既に農業倉庫、駐車場として許可を受け、転用が済んでおり新たに計画をされるものではないため、土地の造成計画等はなく、現状にて利用されるもので、資金等も発生しません。

この申請につきましては、事業目的が変更されるのみの変更で新たに事業規模や数量に追加変更がない為、事業計画変更後の事業計画に従って実施されることが確実で、周辺の農地への影響は変更後も同程度であり、農地転用許可基準により転用許可相当と認められるために承認することが相当と考えます。

担当農業委員は、●●●委員です。

次に、番号9、10については、一体の事業用地でありますので一括してご説明いたします。

今般、申請を2件に分けて提出いただいておりますが、計画の概要といたしましては、貸駐車場としての事業計画であります。農地2筆については各々、所有者が異なり、また、権利の設定につきましても贈与、賃貸借として設定が異なる案件でありますので個別に申請をされたものであります。

はじめに番号9についてご説明いたします。

本件の申請人の譲受人は、建部日吉町に居住する者で、譲渡人は千葉県船橋市に居住する者で、贈与により譲り受けるものです。

申請地は、建部日吉町字竹ヶ鼻●●●番、登記地目、現況地目はいずれも「畑」で、面積は92㎡の土地です。用地の選定理由につきましては、既存施設の隣地であり一体的に利用が可能で利便性に優れているため、申請地以外に適地が無いことから選定されました。

転用目的は、譲受人が経営する株式会社への貸駐車場です。

申請理由として、譲受人は建部日吉町において建設資材業を営む会社を営んでおり、所有する車両や重機類等を駐車するスペースが必要となりますが、現在の駐車場だけでは手狭になり、既存施設の隣接地の土地所有者と交渉したところ、承諾が得られたため申請に至ったとのこと。

本来であれば必要とする法人が転用事業者となるところですが、法人の経営上の都合からその代表である借受人が事業者となり法人に貸し付けるための駐車場を整備するものです。

次に番号10についてご説明いたします。

本件の借受人は、建部日吉町に居住する者で、貸渡人は同町に居住する者で、

賃貸借により借り受けるものです。

申請地は、建部日吉町字竹ヶ鼻●●●番、登記地目：畑、現況地：雑種地、面積は119㎡の土地です。

現地の状況は、申請地はすでに埋め立てられ駐車場として利用されています。これは借受人が平成15年頃に農地法の手続きの必要性を知らずに造成をしており、顛末書付きの申請となっています。

これらの2筆の土地の利用計画につきましては、従業員・事業用の4台分の駐車場としています。

●●●番については耕土を5cm鋤取り、碎石にて10cmの盛土をされる計画です。

●●●番は顛末案件であるため造成計画等はなく、現状のまま利用され、雨水については自然浸透および前面道路に北側に隣接する水路へ放流する計画です。申請地は、東近江市立八日市北小学校から西へ約370m、周囲を宅地、畑、道路に囲まれた都市計画区域市街化調整区域の農振白地の土地で、農業公共投資の対象となっていない団地規模がおおむね10ha未滿の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断できます。

第2種農地は、事業の目的を達成するために申請地に代えて周辺の土地を供することができる場合は原則許可できませんが、既存施設と一体的に設置し利用することが必要な施設であり、他に代替地を求めることができないものであることから許可し得るものと考えます。また、一般基準においても基準に抵触するものはなく、法定書類や借受人と同施設の利用者である法人との賃貸契約書の写しなども添付されております。

以上、農地法第5条第2項に基づき審査したところ、転用許可相当と判断いたしました。担当農業委員は、●●●●委員です。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。
本案についても事前調査がなされておりますので、調査の報告を求めます。

14番 それでは、3月5日に行いました調査の報告を申し上げます。
1番の案件ですが、写真の右側が住宅で赤線の場所が申請地です。既に舗装されており、顛末案件として申請されたもので、周りの状況から見ても問題はないものと思います。
2番から4番までですが、小川町の案件です。畑地ですが、周囲の住宅の方3者が駐車場として譲り受けされるというもので、一部、進入路が事前に転用されており、顛末書付きとなっていますが、それ以外は問題ないものと思います。
次に5番の土器町の案件ですが、地元の農事組合法人が露天の駐車場として転用申請されたもので、問題はないものと思います。
次に6番の今在家町の案件ですが、申請者は湯屋町で建設業をされており、住宅が必要となったということで、この土地を取得されるもので、特に問題はないものと思います。
次の7番は6番に関連した案件で、写真の赤枠の右側に畑がありますが、この所有者は隣の家の方で、その畑への進入路が必要であるため転用申請されたものです。問題はないものと思います。
次に8番の上羽田町の案件ですが、議案第4号の1番と2番も関連しています。過去に農業倉庫、農家住宅、駐車場として転用許可されたものを計画変更して、

自己用戸建住宅として転用されるということで申請されたものです。特に問題ないものと思います。

9番と10番ですが、建部日吉町で駐車場として転用申請されているものです。この内、10番は既に駐車場として使用されており、顛末書付きの申請となっています。ここは前面の道路が狭く、自動車が安全に出入りできるか少し心配な面はありますが、問題はないものと思います。

以上です。

議長 事務局の説明及び調査報告が終わりました。

①番について、何かご意見はございますか。

(異議なし)

②番、③番、④番について、何かご意見はございますか。

(異議なし)

⑤番について、何かご意見はございますか。

(異議なし)

⑥番と⑦番について、何かご意見はございますか。

(異議なし)

⑧番及び議案第4号の番号①番と②番について、何かご意見はございますか。

12番 議案書の現況は畑となっていますが、写真で車が止まっている場所が畑ですか。

事務局 ここはもともと大きな土地の中の一部の場所で、平成21年の最初の転用申請の時に、ここに農家住宅を建てる計画で造成がされたものと思います。しかし、その後農家住宅ではなく、自己用戸建て住宅を建てることになったため、今回計画変更をされるものです。

12番 今回、分筆がされてようやく222㎡になったところに、計画変更で住宅を建てられるということですね。写真の現況は畑ではないと思いますので、顛末書が必要ではないのかなと思いますが。

20番 現況が畑という判断は、市のどこが判断されているのですか。

事務局 固定資産税の課税の現況については参考にしますが、最終的な判断は農業委員会が行っています。

元々1,478㎡の土地の中の691㎡を農業倉庫、農家住宅、駐車場で許可を取っておかれたものがまだ完成していない状態で、今回駐車場と農業倉庫で468㎡に事業内容の変更を申請されたという案件が一つで、もう一つは自己用戸建専用住宅として222㎡に事業計画を変更したいという申請です。

ただ、息子さんの●●●●さん、●●●さんご夫婦の住宅については一度も転用許可を与えていないため、●●●●さんの元々の計画を変更することと併せて息子さんご夫婦の5条許可を番号8で与えるというものですので、よろしくをお願いします。

また、ご指摘のあった変更後の住宅用地の場所の地目については、現地調査をしていただいた委員さんはどうお考えでしょうか。

2番 私の担当地区の案件ですので、事前調査に行きました。●●さん本人ともお会

いして話をしましたが、●●さんのお父さんの時代に申請して住宅を建てるつもりであったと。ただ、土地はもっと奥まで1筆の田であったものを半分だけ造成したということでした。分筆されているかどうか分からない状態で、お父さんが亡くなられて、今回●●さんの息子さんが帰ってくるための住宅を建てたいということです。ですから、あの土地は半分はすでに雑種地になっていますが、半分はまだ畑です。

事務局 1398番の土地が分筆され、222㎡と面積が確定したのが申請された時と同じ時期です。その時点ではこの部分はすでに雑種地として使われていますので、現況は雑種地とさせていただきます。

議長 そうすると、顛末書の提出が必要になるのではないですか。

事務局 平成21年に許可が出ておりますので、顛末書は求めています。

議長 よろしいでしょうか。

12番 8番の222㎡の部分は、10ページ、11ページの事業計画変更の内容にはどこにも出てきていないのですが。

事務局 変更前が1,478㎡の内691㎡です。これを今回、駐車場と農業倉庫で468㎡、もう一つが自己用専用住宅として222㎡で、変更後の2つの面積を足すと変更前の691㎡になります。

20番 2つを足しても1㎡少ないのですが。

事務局 分筆の求積時に小数点以下の端数が出ておりますが、登記簿は農地ですので小数点以下は記載されないため1㎡少なくなります。

議長 他にはありませんか。

(異議なし)

では次に⑨番と⑩番について、何かご意見はございますか。

(異議なし)

議長 それでは、採決に移ります。本案の①番から⑩番までと、議案第4号の番号①番と②番を承認される方は挙手を願います。

(多数挙手)

議長 賛成多数と認めます。よって、本案の①番から⑩番までと、議案第4号の番号①番と②番は可決いたしました。

議長 それでは、引き続き、後半の番号⑪番から⑳番までについて、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、番号11についてご説明いたします。

本案件につきましては、平成29年10月10日第3回(10月期)月例総会、

番号 10 にてご審議頂き、平成 29 年 10 月 19 日付けで権利内容、使用貸借にて許可がなされておりますが、権利内容の誤りであったとして、贈与にて申請の出し直しによるものです。許可内容については前回の許可内容より変更はありません。

本件の譲受人は、八日市緑町に居住し、譲渡人は、甲津畑町に居住する者で、贈与により住宅に転用するため申請があったものです。なお、譲受人は譲渡人の子にあたる者です。

申請地は、東近江市山上町字柿ノ町●●●●番●、登記地目「田」、現況地目「田」、面積 352 m²の土地です。

申請理由につきましては、家族 3 人で居住されていますが、現住居では家族が増えた際に手狭であるため、必要としています。

土地の選定理由は、父所有の土地であり地元近く、外の土地では十分な面積をとれないためこの土地を選んだとしています。

土地の利用計画は、自己用住宅の建築であります。

土地の造成等につきましては、耕土を 15 cm すき取り、38 cm の良質土で仕上げをされます。雨水については、敷地内 U 字溝にて集水し道路側溝に放流されます。

申請地は東近江市永源寺支所から西へ約 300m。周囲を田に囲まれた都市計画法市街化区域外の農振白地の土地で、土地改良事業が施行された区域内の農地であることから、第 1 種農地と判断できます。第 1 種農地は、原則許可できませんが、集落に接続して設置される住宅であることから、例外的に許可できるものです。

資金については金融機関からの借入金とし、一般基準においても、基準に抵触するものはなく、愛知川沿岸土地改良区意見書、添付書類についても特に問題はありませんでした。

以上のとおり、農地法第 5 条第 2 項に基づき審査したところ、許可相当と判断いたしました。

担当農業委員は、●●●●●委員です。

次に、番号 1 2 についてご説明いたします。

本案件につきましては、平成 29 年 10 月 10 日第 3 回（10 月期）月例総会、番号 11 にてご審議頂き、平成 29 年 10 月 19 日付けで権利内容、使用貸借にて許可がなされておりますが、権利内容の誤りであったとして、贈与にて申請の出し直しによるものです。許可内容については前回の許可内容より変更はありません。

本件の譲受人、譲渡人はともに、甲津畑町に居住し、贈与により住宅に転用するため申請があったものです。なお、譲受人は譲渡人の子にあたる者です。

申請地は、東近江市山上町字柿ノ町●●●●番●、登記地目「田」、現況地目「田」、面積 371 m²の土地です。

申請理由は、現在家族 5 人で居住されていますが、現住居では家族が増えたため手狭であり、新規事業・ヘアサロンの立上げに伴い必要としています。

土地の選定理由は、父所有の土地であり地元近く、外の土地では十分な面積をとれないためこの土地を選んだとしています。

土地の利用計画は、自己用住宅の建築であります。

土地の造成等につきましては、耕土を 15 cm すき取り、38 cm の良質土で仕上げをされます。雨水については、敷地内 U 字溝にて集水し道路側溝に放流さ

れます。

申請地は東近江市永源寺支所から西へ約 300m。周囲を田に囲まれた都市計画法市街化区域外の農振白地の土地で、土地改良事業が施行された区域内の農地であることから、第1種農地と判断できます。第1種農地は、原則許可できませんが、集落に接続して設置される住宅であることから、例外的に許可できるものです。

資金については金融機関からの借入金とし、一般基準においても、基準に抵触するものはなく、愛知川沿岸土地改良区意見書、添付書類についても特に問題はありませんでした。

以上のとおり、農地法第5条第2項に基づき審査したところ、許可相当と判断いたしました。

担当農業委員は、●●●●●委員です。

次に、番号13についてご説明いたします。

本件の申請人である借受人は、八日市緑町に居住する者で、貸渡人は借受人の祖父で下中野町に居住されており、今回、使用貸借により住宅の離れに転用するため申請があったものです。

申請地は、東近江市下中野町字宮ノ前●●●番●、登記地目は「畑」、現況地目は「宅地」で、面積は 304 m² (実測値 330.20 m²) の内 240.25 m² の土地です。

申請理由として、現在は借家で居住されていますが、子どもの成長とともに部屋も手狭になってきており、将来的なことから母屋の隣接地に離れを建築することとされました。また、申請地は、昭和40年頃貸渡人が農地法の手続きの必要性を知らずに農業用倉庫を建築しており顛末書付きの申請となっています。この農業用倉庫は、3月に解体撤去するとしています。

用地の選定理由につきましては、申請地は母屋に隣接し、生活面で助け合うこともでき、将来両親の面倒を見るにも近くであれば安心できることから申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、2階建て住宅1棟、建築面積 147.50 m² に利用する計画です。

造成計画はなく、現状のまま利用する計画です。

雨水については敷地周辺の既設水路に放流し、家庭雑排水は農村下水道に接続する計画となっています。

申請地は、東近江市立愛東中学校から北東へ約 480メートルに位置し、周囲を宅地と道路、山林に囲まれた都市計画区域非線引き区域内の農振白地の土地で、団地規模がおおむね10ha未滿の住宅等が連たんしている区域に近接している農地であることから、第2種農地と判断できます。第2種農地は、事業の目的を達成するために申請地に代えて周辺の土地を供することができるときは原則許可できませんが、集落に接続して設置される住宅であることから例外的に許可し得るものと考えます。

資金については、金融機関からの借入金により調達され、一般基準においても基準に抵触するものはなく、その他の書類についても特に問題はありませんでした。

以上のことから、農地法第5条第2項に基づき審査したところ、転用許可は相当と判断いたしました。

担当農業委員は、●●●●●委員です。

次に、番号14についてご説明いたします。

本件の申請人である譲受人は、近江八幡市に所在する自然エネルギー等による発電事業及びその管理並びに電気の供給、販売等に関する業務等を営む法人です。譲渡人は蒲生寺町に居住する者で、今回、賃貸借により太陽光発電施設として転用申請があったものです。

申請地は、東近江市蒲生寺町字狐塚●●●●番●、登記地目「畑」、現況地目「雑種地」、面積407㎡の土地です。

転用目的は太陽光発電施設であります。

申請理由として、譲受人は養鶏場の経営を主たる業務として行う法人ですが、収入の安定性のある太陽光発電事業による別事業を行うことによって収入の不安定な養鶏場経営の健全な運営に対して良い影響が与えられるとしています。

土地の選定理由につきましては、当該申請地に西側に隣接している宅地があり、一体的に事業を計画されており当該発電における計画容量が84.96KWであり、適地であったこと、また他の土地も検討されましたが、申請地以外の農地については売買及び貸与の契約に至らず、当該申請地を選定されたとのことです。なお、当該申請地は昭和47年頃に譲渡人の父が農業用倉庫の建築をされていましたが、3年程前の失火が原因で倉庫は全焼し、現在は解体されていますが、今回の計画により調査され農地であることが判明し、顛末書が添付されています。

土地の造成計画につきましては、現状地盤を整地のみで使用されます。

土地の利用計画につきましては、隣接する宅地部分を含む計画面積は1,103㎡で総出力は84.96KWを必要としており、太陽光パネル1枚のサイズが横幅99.2cm、長さ167.5cmで1枚あたりで295W出力の太陽光パネルを288枚、傾斜度10度にて設置されます。また、電力を送電するパワーコンディショナーについては西側に隣接する宅地部分に9台を設置されます。周囲にはフェンスを設置され、雨水については地下浸透にて処理されます。

申請地は、東近江市立蒲生東小学校から東北東へ約1.7kmに位置し、周囲を畑、雑種地、道路、宅地囲まれた市街化調整区域内の農振白地の農地で、団地規模がおおむね10ha未満であり、特定土地改良事業等の施行されていない区域で、近隣の標準的な農地と比べて生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断できます。

第2種農地については、目的達成のための土地選定に代替性が見込まれる場合は原則許可できませんが、先ほど土地の選定理由で述べたとおり、代替性が見込めないことから例外的に許可し得るものです。

資金については、全額自己資金とする計画で、一般基準においても基準に抵触するものはなく、法定書類も添付されており、その他の書類についても特に問題はありませんでした。

以上、農地法第5条第2項に基づき審査したところ、転用許可は相当と判断いたしました。

担当農業委員は、●●●●委員です。

次に、番号15についてご説明いたします。

本件の譲受人は、伊庭町に居住する者で、譲渡人については能登川町に居住する者で売買により自己用戸建専用住宅として利用する為に転用の申請があった

ものです。

なお、番号15番から18番にかけての案件につきましては1筆の農地であったものを4つの事業計画として申請されたものであり、各々の事業者から申請をいただいております。

申請地は東近江市能登川町字毘沙門●●番●、登記地目「田」、現況地目「畑」、面積342㎡の土地です。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、譲受人は現在、市内の借家にて妻と3人の子供の計5人の世帯構成にて居住されていますが、子どもの成長に伴い現住居が手狭であるため住宅建築の計画をされました。また、当該申請地は子供の通学において同じ学区内で通学圏内であり利便性を考慮し、当該申請地を選定されたとしています。

土地の造成計画は、現状地盤から耕土を約30cm鋤取った後、良質土にて道路高まで約80cmの盛土をされます。申請地西側に幅員4mの進入路を設置し、西側外周には重力式擁壁を設置し、土砂の流出を防止されます。

土地の利用計画については、2階建自己用専用住宅の建築面積が、65.41㎡に対し南側に駐車場として計2台分の駐車スペースと北側は庭として利用される計画です。

生活雑排水は公共下水道に接続され、雨水については敷地全体に勾配を設け敷地の南側道路側溝に放流される計画です。

申請地は、東近江市立能登川西小学校から東へ約200mの位置にあり、周囲を畑、道路に囲まれた都市計画法市街化調整区域内の農振白地の農地で、住宅が連たんしている区域で団地規模がおおむね10ha未満の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断できます。第2種農地は、事業の目的を達成するために申請地に代えて周辺の土地を供することができるときは原則許可できませんが、集落に接続して設置される住宅であることから、例外的に許可できるものです。

資金については全額、金融機関からの借入とする計画で一般基準においても基準に抵触するものはなく、その他の添付書類についても特に問題はありませんでした。

なお、申請地は都市計画法第29条の規定による開発許可申請中であり、農地転用の許可はこの許可と同時に行うものとしします。

以上、農地法第5条第2項に基づき審査したところ、転用許可は相当と判断いたしました。

担当農業委員は、●●●●委員です。

次に、番号16についてご説明いたします。

本件の譲受人は、能登川町に居住する者で、譲渡人についても能登川町に居住する者で売買により自己用戸建専用住宅として利用する為に転用の申請があったものです。

申請地は東近江市能登川町字毘沙門●●番●、登記地目「田」、現況地目「畑」、面積331㎡の土地です。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、譲受人は現在、市内の借家にて妻と子供の子計3人の世帯構成にて居住されていますが、子どもの成長に伴い現住居が手狭であるため住宅建築の計画をされました。また、当該申請地は譲受人の妻の実家の近くであり利便性を考慮し、当該申請地を選定されたとしています。

土地の造成計画は、現状地盤から耕土を約 30 cm 鋤取った後、良質土にて道路高まで約 80 cm の盛土をされます。また隣地との境界にはブロックを設置される計画であります。

土地の利用計画については、2 階建自己用専用住宅の建築面積が、73.70 m² に対し南側に駐車場として計 2 台分の駐車スペースと北側は庭として利用される計画です。

生活雑排水は公共下水道に接続され、雨水については敷地全体に勾配を設け敷地の南側道路側溝に放流される計画です。

申請地は、東近江市立能登川西小学校から東へ約 200m の位置にあり、周囲を畑、道路に囲まれた都市計画法市街化調整区域内の農振白地の農地で、住宅が連たんしている区域で団地規模がおおむね 10ha 未満の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断できます。第 2 種農地は、事業の目的を達成するために申請地に代えて周辺の土地を供することができる場合は原則許可できませんが、集落に接続して設置される住宅であることから、例外的に許可できるものです。

資金については全額、金融機関からの借入とする計画で一般基準においても基準に抵触するものはなく、その他の添付書類についても特に問題はありませんでした。

なお、申請地は都市計画法第 29 条の規定による開発許可申請中であり、農地転用の許可はこの許可と同時に行うものとしします。

以上、農地法第 5 条第 2 項に基づき審査したところ、転用許可は相当と判断いたしました。

担当農業委員は、●●●●委員です。

次に、番号 17 についてご説明いたします。

本件の譲受人は、近江八幡市に居住する者で、譲渡人については能登川町に居住する者で売買により自己用戸建専用住宅として利用する為に転用の申請があったものです。

申請地は東近江市能登川町字毘沙門●●番●、登記地目「田」、現況地目「畑」、面積 327 m² の土地です。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、譲受人は現在、近江八幡市内の借家にて妻と 2 人の子供の計 4 人の世帯構成にて居住されていますが、子どもの成長に伴い現住居が手狭であるため住宅建築の計画をされました。また、当該申請地は譲受人の妻の実家の近くであり利便性を考慮し、当該申請地を選定されたとしています。

土地の造成計画は、現状地盤から耕土を約 30 cm 鋤取った後、良質土にて道路高まで約 80 cm の盛土をされます。また隣地との境界にはブロックを設置される計画であります。

土地の利用計画については、2 階建自己用専用住宅の建築面積が、80.53 m² に対し南側に駐車場として計 2 台分の駐車スペースと北側は庭として利用される計画です。

生活雑排水は公共下水道に接続され、雨水については敷地全体に勾配を設け敷地の南側道路側溝に放流される計画です。

申請地は、東近江市立能登川西小学校から東へ約 200m の位置にあり、周囲を畑、道路に囲まれた都市計画法市街化調整区域内の農振白地の農地で、住宅が連たんしている区域で団地規模がおおむね 10ha 未満の生産性の低い農地

であることから、第2種農地と判断できます。第2種農地は、事業の目的を達成するために申請地に代えて周辺の土地を供することができるときは原則許可できませんが、集落に接続して設置される住宅であることから、例外的に許可できるものです。

資金については自己資金及び、金融機関からの借入とする計画で一般基準においても基準に抵触するものはなく、その他の添付書類についても特に問題はありませんでした。

なお、申請地は都市計画法第29条の規定による開発許可申請中であり、農地転用の許可はこの許可と同時に行うものとします。

以上、農地法第5条第2項に基づき審査したところ、転用許可は相当と判断いたしました。

担当農業委員は、●●●●委員です。

次に、番号18についてご説明いたします。

本件の譲受人は、躰光寺町に居住する者で、譲渡人については能登川町に居住する者で売買により自己用専用住宅及び専用通路として利用する為に転用の申請があったものです。

申請地は東近江市能登川町字毘沙門●●番●、登記地目「田」、現況地目「畑」、面積612㎡の土地です。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、譲受人は現在、市内の借家にて妻と2人の世帯構成にて居住されていますが、将来設計を考慮され、現住居が手狭であるため住宅建築の計画をされました。また、当該申請地は譲受人の妻の実家の近くであり利便性を考慮し、当該申請地を選定されたとしています。

土地の造成計画は、現状地盤から耕土を約30cm鋤取った後、良質土にて道路高まで約80cmの盛土をされます。また敷地西側には重力式擁壁、北側にはU字側溝が設置される計画であります。

土地の利用計画については、2階建自己用専用住宅の建築面積が、79.80㎡に対し東側に駐車場として計2台分の駐車スペースと西側は庭として利用される計画です。

また、当該申請地の東南部分の延長約28mの道路は専用通路として利用されるものです。生活雑排水については公共下水道に接続され、雨水については敷地全体に勾配を設け敷地の南側及び西側の会所柵を通して南側道路側溝及び西側水路に放流される計画です。

申請地は、東近江市立能登川西小学校から東へ約200mの位置にあり、周囲を畑、道路に囲まれた都市計画法市街化調整区域内の農振白地の農地で、住宅が連たんしている区域で団地規模がおおむね10ha未満の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断できます。第2種農地は、事業の目的を達成するために申請地に代えて周辺の土地を供することができるときは原則許可できませんが、集落に接続して設置される住宅であることから、例外的に許可できるものです。

資金については自己資金及び、金融機関からの借入とする計画で一般基準においても基準に抵触するものはなく、その他の添付書類についても特に問題はありませんでした。

なお、申請地は都市計画法第29条の規定による開発許可申請中であり、農地転用の許可はこの許可と同時に行うものとします。

以上、農地法第5条第2項に基づき審査したところ、転用許可は相当と判断い

たしました。
担当農業委員は、●●●●委員です。

次に、番号19についてご説明いたします。

本件の借受人は、下一色町に所在する県内で砂、砂利、玉砕採取及び販売業を営んでいる、滋賀県知事から砂利採取業者登録を受けている法人で、貸渡人は中小路町に居住する者で使用貸借によるものです。

申請地は、中小路町字川原口●●●番●●、登記地目、現況地目とも「畑」外8筆、合計面積3,960㎡の土地です。

転用目的は砂利採取の為の一時転用です。

申請理由は建設等コンクリート骨材資源である砂利が必要なこと、また、有事の際のストックとして砂利購入業者から常に一定量を求められており陸砂利を採取する為申請されたものです。転用期間は許可後、一年間となっています。土地の選定理由につきましては、申請地区が砂利層であります。畑作に適していないので、砂利採取により地下層の改善を図るためとしています。

土地の利用計画については、砂利採取計画の面積は農地9筆の合計面積が3,960㎡であり、転用に係る農地についてはトラロープで仮囲いをされ、申請地東側の県道湖東八日市線の側道から進入し、側道の西側から10tダンプにて当該採取場へ進入します。出入口部分には三角バリケードを設置され、必要に応じ安全保安員を設置されます。採取場までの進入路敷鉄板を敷設され、県道湖東八日市線への乗り入れについては土の持ち出し防止のため、タイヤ洗浄を行う高圧洗浄機を設置されます。また、雨天時等については作業を行われない計画であります。掘削される9筆の農地は境界線から保全区域2mを確保し、1対1勾配をとり、深さ5mまでバックホーで採掘、採取した後、10tダンプに積込・運搬し、搬出することとなっております。採取後は、契約業者より調達した良質土をもって、埋め戻すこととしています。

また、近くには小学校、中学校の通学路はありませんが安全確保に努めるとしています。

申請地は、東近江市立御園小学校から北北西へ約900mの位置にあり都市計画法市街化調整区域の農振農用地区域内農地であります。

本来、農振農用地区域内農地の転用は原則許可できませんが、本件については、一時的な利用であって、利用すべき資源の関係から位置が限定されるものであり、又、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないことから、例外的に許可し得るものであります。一時転用期間は許可日から1年の計画です。

資金については全額自己資金にて調達され、一般基準においても基準に抵触するものはなく、添付書類については、東近江市長の農業振興地域整備計画の達成に支障のない旨の意見書その他、地元自治会長の同意書、農業組合長の同意書等、また土地所有者、事業者及び保証人との間で、埋め戻し及び農地復元における保証契約がなされております。

本件は、砂利採取法第16条の規定に基づく認可が必要であり、砂利採取法の認可と同時に許可することになります。

以上のとおり、農地法第5条第2項に基づき審査したところ、許可相当と判断いたしました。

担当農業委員は、●●●●委員です。

次に、番号20についてご説明いたします。

本件の申請人である譲受人は、五個荘石塚町に所在する太陽光発電及び風力発電システム並びに省エネルギー装置及び機器の販売、設置、施工、管理業等を営む法人です。譲渡人は石塚町に居住する者で、今回、売買により太陽光発電施設として転用申請があったものです。

申請地は、東近江市石塚町字宮田●●●番●,登記地目「田」、現況地目「田」外4筆、合計面積2,071㎡の土地です。

転用目的は太陽光発電施設であります。

申請理由として、太陽光エネルギーは再生可能であり、石油等に代わるクリーンエネルギーとして政府も普及を促進し、地産地消エネルギーとして活用され、災害時にも非常用電源として有効であることから申請者が太陽光発電事業に取り組むためとしています。

土地の選定理由につきましては、当該発電における計画容量が235.98KWであり、適地であったこと、また他の土地も検討されましたが、申請地以外の農地については売買契約に至らず、また発電量不足であることから、当該申請地を選定されたとのこととです。

土地の造成計画につきましては、現状地盤に盛土、軟弱部においては地盤改良を実施されます。

土地の利用計画につきましては、山林1筆を含む全体の計画面積が2,368㎡、太陽光パネル一枚のサイズが長さ167cm、横幅100cmで1枚あたり285W出力の太陽光パネルを828枚、総出力は235.98KW。傾斜度10度にて設置し、集めた電力を送電するパワーコンディショナーを4台設置されます。周囲にはフェンスを設置され、雨水については地下浸透にて処理されます。

申請地は、東近江市立蒲生東小学校から北東へ約1.1kmに位置し、周囲を雑種地、水路、宅地に囲まれた市街化調整区域内の農振白地の農地で、団地規模がおおむね10ha未満であり、特定土地改良事業等の施行されていない区域で、近傍の標準的な農地と比べて生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断できます。

第2種農地については、目的達成のための土地選定に代替性が見込まれる場合は原則許可できませんが、先ほど土地の選定理由で述べたとおり、代替性が見込めないことから例外的に許可し得るものです。

資金については、全額金融機関から借入金とする計画で、一般基準においても基準に抵触するものはなく、法定書類も添付されており、その他の書類についても特に問題はありませんでした。なお、転用面積が大規模な事業計画であり、地元自治会において説明会の開催を予定されているところであります。

以上、農地法第5条第2項に基づき審査したところ、転用許可は相当と判断いたしました。

担当農業委員は、●●●●委員です。

以上ご審議よろしく申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。
本案についても、事前調査がなされておりますので、調査の報告を求めます。

14番 それでは報告いたします。
まず、11番と12番の案件ですが、説明にあったように前回審議されている

ものですが、一部計約内容に誤りがあったということで今回申請を出し直しをされるものです。問題はありません。

次に13番の下中野町の案件ですが、住宅の隣に農転の申請せずに過去に農舎を建てられたものを今回取り壊して、離れを建てたいということで、問題ないものと思います。

次に14番の蒲生寺町の太陽光発電施設の案件です。写真の赤い枠のところですが、右側は元々建物が建っていましたが火災で焼失したとのことで、ご覧のとおり既に埋め立てされており、今回顛末書付きで申請されたものです。やむを得ないものと思います。

次の15番から18番までは、同一の農地を4筆に分けて別々の人の戸建住宅を建てるために申請されたもので、特に問題はないものと思います。

次の19番ですが、中小路町での砂利採取の一時転用申請です。川を隔てた隣に以前、一時転用で砂利採取をされた土地があり、現在は元の農地に戻されています。今回はその隣ということで、こちらも特に問題はないだろうと思います。

最後に20番の石塔町の案件です。太陽光発電施設の申請ですが、小さい農舎がすでに建っており、顛末書付きの申請をされています。赤枠が今回の申請部分で、その上の部分は山林であり、そこも含めて太陽光発電を設置するとのことで、やむを得ないものと思います。

以上です。

議 長 事務局の説明及び調査報告が終わりました。

議 長 それでは、⑪番と⑫番について何かご意見はございますか。

18番 契約内容が誤っていたためということですが、契約内容を変更されたということではないのですか。

事務局 当初は使用貸借ということで申請されましたが、途中で所有権移転ということになり、贈与という形にされるということでしたので、確かに「誤って」という表現よりも「変更される」という言い方に変えさせていただきます。

議 長 そうということによろしいですか。

(異議なし)

それでは次に、⑬番について、何かご意見はございますか。

(異議なし)

次に⑭番について、何かご意見はございますか。

22番 火事で焼失したところの土地も使われての計画ですか。

事務局 写真の右側手前にある土地は宅地でありまして、そこも含めての計画です。全体の計画面積としては、1,103㎡です。

議 長 他にご意見はありませんか。

(異議なし)

では次に、⑮番から⑱番について、何かご意見はございますか。

(異議なし)

それでは⑩番について、何かご意見はございますか。

6番 今まで、砂利採取された後農地に戻されて問題は起こっていませんか。

事務局 砂利採取の場合は、転用事業者と地権者の双方から事業完了届を出していただくようにしています。埋め戻し等について地権者も納得されていることを確認するため、双方から完了届を出していただくものです。

議長 他にご意見はありませんか。

(異議なし)

では⑳番について、何かご意見はございますか。

(異議なし)

議長 それでは、採決を行います。

本案の⑪番から⑳番までを承認される方は挙手を願います。

(全員挙手)

議長 全員賛成と認めます。よって、本案は可決いたしました。

議長 次に、議案第4号「事業計画変更承認申請について」の番号③番を議題とします。

それでは、事務局の報告を求めます。

事務局 それでは、農地法第5条第1項の許可について、次のとおり事業計画変更承認申請があったので、承認することについて意見を求めます。

番号③についてご説明いたします。

本件については、平成29年度第3回農地部会議案第3号の整理番号第5号においてご審議をいただき、東近江市上大森町字犬塚●●●●番、登記地目、現況地目ともに「田」、面積374㎡の内68.01㎡の農地を使用貸借により、駐車場の転用目的とした転用行為を平成29年6月19日付け、東近江市農委指令5018号により、許可した案件です。

申請理由は転用許可後、当初の事業計画が露天の駐車場としての計画であったのに対し、車庫を建設されたいとのことで、事業目的の変更による事業計画変更承認申請をされたものです。

申請地は、東近江市上大森町字犬塚●●●●番、登記地目「田」、現況地目「宅地」、転用面積は374㎡の内68.01㎡の土地で、転用目的は、車庫付き駐車場であります。

この申請につきましては、事業目的が変更されるのみの変更で新たに事業規模や数量に追加変更がない為、事業計画変更後の事業計画に従って実施されることが確実で、周辺の農地への影響は変更後も同程度であり、農地転用許可基準により転用許可相当と認められるために承認することが相当と考えます。

担当農業委員は、●●●●●委員です。

議長 事務局の説明が終わりました。

本案については、事前調査がなされておりますので、調査の報告を求めます。

14番 それでは報告いたします。
この案件も過去に駐車場として申請され許可されていますが、今回屋根付きの車庫を建設したいとのことで計画変更申請をされたものです。特に問題はないものと考えます。

議長 事務局の説明及び調査報告が終わりました。
③番について、何かご意見はございますか。
(異議なし)

議長 採決に移ります。本案を承認される方は挙手を願います。
(全員挙手)

議長 全員賛成と認めます。よって、本案は可決いたしました。

議長 次に、議案第5号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の報告について」を議題とします。
それでは、事務局の報告を求めます。

事務局 農地法第4条第1項第7号及び同法施行令第3条第1項の規定に基づき、農地を転用したい旨次のとおり届出があり、受理通知書を交付したので報告します。

1番について、ご説明します。

本件の届出者は、東近江市外町に居住する者で、届出の所在地は、東近江市八日市緑町●●番で登記地目「田」、現況地目「田」で、面積は471㎡です。位置については、東近江警察署から北北東へ約100m離れた「第2種中高層住居専用地域」内に位置します。

転用目的は、貸駐車場です。

届出地は、周囲を宅地・道路・雑種地に囲まれており、付近には影響もなく適正と認め受理したものです。

担当農業委員は、●●●●委員です。

2番について、ご説明します。

本件の届出者は、東近江市沖野一丁目に居住する者で、届出の所在地は、東近江市沖野一丁目字沖野●●番●外4筆で、いずれも登記地目「畑」、現況地目「畑」で、面積は合わせて2,312㎡です。

位置については、滋賀県立八日市南高等学校から南へ約300m離れた「第2種中高層住居専用地域」内に位置します。

転用目的は、共同住宅及び分譲宅地(3区画)です。

届出地は、周囲を宅地・道路・雑種地・畑に囲まれており、付近には影響もなく適正と認め受理したものです。

担当農業委員は、●●●●委員です。

3番について、ご説明します。

本件の届出者は、東近江市八日市清水三丁目で不動産業を営む法人で、届出の所在地は、東近江市昭和町●●●番●外2筆で、登記地目「田及び畑」、現況

地目「雑種地及び田」で、面積は合わせて688㎡です。
また、●●●番●においては昭和63年10月に、835番については、平成23年11月に5条による届出が受理されていましたが、その後一部は埋め立てられたものの転用はされず現在に至っていることから、このたび改めて届出がされたものです。
位置については、東近江市立中野幼稚園から北西へ約120m離れた「第2種中高層住居専用地域」及び「第1種中高層住居専用地域」内に位置します。
転用目的は、分譲宅地ですが、後ほど報告をさせていただき議案第6号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の報告について」の番号5番と併せて12区画の分譲宅地とされるとのことです。
届出地は、周囲を宅地・道路・分譲宅地予定地に囲まれており、付近には影響もなく適正と認め受理したものです。
担当農業委員は、●●●●委員です。

以上、3件の受理通知につきましては、東近江市農業委員会規程第14条「専決事項」第8号「農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号に基づく届出を処理すること」の規定に基づき、事務局長の専決により交付しております。
以上、報告とさせていただきます。

議長 事務局の報告が終わりました。本案につきましては、報告事項に留めます。

議長 次に、議案第6号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の報告について」を議題とします。
それでは、事務局の報告を求めます。

事務局 農地法第5条第1項第6号及び同法施行令第10条第1項の規定に基づき、農地を転用し農地の権利を移転又は設定したい旨、次のとおり届出があり、受理通知書を交付したので報告します。
報告の前に、議案書の訂正をお願いします。
番号1の譲受人の氏名「●●●」の「●」の漢字が正しくは上の点がない漢字ですので、訂正をお願いします。

番号1についてご説明いたします。
本件の譲受人は、大阪市国分一丁目に居住する者で、譲渡人は、大阪府交野市に居住する者で、売買により譲り受けるものです。
届出の所在地は、東近江市五個荘小幡町字内田●●●番●で、登記地目は「畑」で、現況地目「宅地」で、面積は155㎡です。
また、届出地は譲渡人の父が昭和15年頃に物置を建築したとして顛末書付きで届出があったものです。
位置については、東近江市立五個荘中学校から北北東へ約60m離れた「第1種住居地域」内に位置します。
転用目的は、住宅敷地です。
届出地は、周囲を道路、宅地に囲まれており、付近への影響もなく適正と認め受理したものです。
担当農業委員は、●●●●委員です。

次に番号2について、ご説明します。

本件の譲受人は、東近江市躰光寺町に居住する者外2人で、譲渡人は、京都府八幡市に居住する者で、贈与により譲り受けるものです。

届出の所在地は、東近江市猪子町字念佛田●●番●で、登記地目「田」、現況地目「雑種地」で、面積は165㎡です。

また、届出地は、譲渡人の父がもともと自宅が立ってあったものを昭和26年頃に取り壊し駐車場として利用し現在に至っているということで、顛末書付きで届出があったものです。

位置については、東近江市立能登川南小学校から西へ約130m離れた「第1種中高層住居専用地域」に位置します。

転用目的は、駐車場です。

届出地は、周囲を道路・雑種地に囲まれており、付近への影響もなく適当と認め受理したものです。

担当農業委員は、●●●●委員です。

次に、番号3についてご説明します。

本件の譲受人は、東近江市五個荘小幡町に居住する者で、譲渡人は、東近江市五個荘奥町に居住する者で、交換により譲り受けるものです。

届出の所在地は、東近江市五個荘小幡町字柳原●●番●で、登記地目「畑」、現況地目「山林原野」で、面積は561㎡です。

また、届出地は、譲渡人の父が畑であったものに植樹をしてしまったということで、顛末書付きで届出があったものです。

位置については、東近江市立五個荘中学校から東南東へ約500m離れた「工業地域」に位置します。

転用目的は、植林です。

届出地は、周囲を山林原野・畑に囲まれており、付近への影響もなく適当と認め受理したものです。

担当農業委員は、●●●●委員です。

次に、番号4についてご説明します。

本件の譲受人は、東近江市きぬがさ町に居住し不動産を営む者で、譲渡人は、東近江市佐野町に居住する者外1人で、売買により譲り受けるものです。

届出の所在地は、東近江市佐野町字二反長●●●番外3筆で、いずれも登記地目「田」、現況地目「田」で、面積は合わせて2,717㎡です。

位置については、東近江市立能登川第1幼稚園から南東へ約240m離れた「第1種住居地域」及び「第1種低層住居専用地域」に位置します。

転用目的は、分譲宅地(11区画)です。

届出地は、住宅群の一角で、周囲を宅地・道路に囲まれており、付近への影響もなく適当と認め受理したものです。

担当農業委員は、●●●●委員です。

次に、番号5についてご説明します。

本件の譲受人は、東近江市八日市清水三丁目で不動産を営む法人で、譲渡人は、東近江市西中野町に居住する者外1人で、売買により譲り受けるものです。

届出の所在地は、東近江市昭和町836番1外1筆で、いずれも登記地目「田」、

現況地目「田」で、面積は合わせて 1,689 m²です。

位置については、東近江市立中野幼稚園から北西へ約 120m 離れた「第 2 種中高層住居専用地域」及び「第 1 種中高層住居専用地域」内に位置します。転用目的は、分譲宅地ですが、先ほど報告をさせていただいた議案第 5 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の報告について」の番号 3 番と併せて 12 区画の分譲宅地とされるとのことです。

届出地は、周囲を道路・分譲宅地予定地に囲まれており、付近には影響もなく適正と認め受理したものです。

担当農業委員は、●●●●委員です。

以上、5 件の受理通知につきましては、東近江市農業委員会規程第 14 条「事務局長の専決事項」第 8 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号又は第 5 条第 1 項第 6 号に基づく届出の処理に係る委員会の権限」により交付しております。

以上、報告とさせていただきます。

議 長 事務局の報告が終わりました。本案につきましては、報告事項に留めます。

議 長 次に、議案第 7 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の報告について」を議題と致します。
それでは、事務局の報告を求めます。

事務局 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づき、相続等により農地の権利を取得した旨、次のとおり届出があり、受理通知書を交付したので報告します。
今回の番号 1 から番号 18 につきましては、全て相続により所有権を取得されたものです。

届出人全てについて、「あっせん希望の有無」については「無」となっております。

なお、届出をされた者への受理通知につきましては、届出された農地について「農地台帳」等関係書類により確認後、第 14 条「専決事項」第 9 号「その他軽易な事項に関する事」の規定に基づき、事務局長の専決により交付しております。

以上、報告とさせていただきます。

議 長 事務局の報告が終わりました。本案につきましても、報告事項に留めます。

議 長 次に、議案第 8 号「農地の貸借権の合意解約の報告について」を議題と致します。
事務局の報告を求めます。

事務局 農地法第 18 条第 6 項及び同法施行規則第 68 条第 1 項の規定に基づき、賃貸借の合意解約をした旨、並びに使用貸借の合意解約をした旨、次のとおり通知があったので報告します。

今回の合意解約につきましては、通常の賃貸借権の合意解約（別紙その 1）、農地中間管理事業に伴う賃貸借の合意解約（別紙その 2）です。

まず、通常の賃貸借権の合意解約について説明をします。

(別紙その1)をご覧ください。
賃貸借権の合意解約につきましては、1番から21番までです。
届出は、届出2番・4番～11番・15番までは「農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用配分計画」の解約で、その他はすべて「農業経営基盤強化促進法による利用権」の解約です。
また、農地中間管理事業に関連する解約につきましては、届出2番・4番～11番・15番が「農地中間管理機構と担い手によります農地利用配分計画」の解約で、届出3番・16番・17番が「所有者と農地中間管理機構との農業経営基盤強化促進法による利用権」の解約ということで届出されたものです。
解約理由につきましては、届出1番・2番・3番・12番～14番・18番～20番が貸替えに伴う解約で、届出15番～17番につきましては本来中間管理機構が扱えない農業振興地域区域外であったことが判明したため解約されたもので、届出21番につきましては、転用に伴う解約となっています。
また、届出4番～11番までは、農地中間管理事業による担い手変更のため解約されたものです。新たな担い手への農地利用配分計画につきましては、現在、県において手続き中(農地利用配分計画(案)の作成のみ農業委員会の意見を聴くとなっている)であります。ちなみに予定されている担い手変更につきましては、届出4番が農事組合法人しののめファーム瓜生津へ、5番が●●●●へ、6番が農事組合法人飯開の里はやしだへ、7番が農事組合法人市原地区布引営農組合へ、8番が●●●●へ、9番が農事組合法人中里ええのうへ、10番が●●●●へ、11番が●●●●へと予定されています。

次に、農地中間管理事業に伴う賃貸借権の合意解約について、説明をします。
(別紙その2)をご覧ください。

説明に入ります前に、前回の月例総会で上程しました農地中間管理事業の農地利用配分計画に係る農地の貸付け者から農地中間管理機構が借受けるための利用権の設定を行うに当たり、既存の賃貸借権の解約が必要で、すでに前回は解約されていましたが、届出が遅く前回の月例総会に報告できなかったものです。今回の届出件数につきましては、賃貸借の合意解約につきましては、「農業経営基盤強化促進法による利用権」の解約によるものが、7件、9筆、21,580㎡です。

解約理由につきましては、今も説明しましたとおり農地中間管理事業による貸し替えに伴う解約です。

以上、報告とします。

議長 事務局の報告が終わりました。本案につきましても、報告事項に留めます。

議長 次に、議案第9号「市街化調整区域内における農家住宅の農業者照明の報告について」を議題と致します。
事務局の報告を求めます。

事務局 昭和58年1月12日滋農政第27号・滋住第50号農林・土木両部長通知に基づく農業者証明願があり、次のとおり農業者証明を交付したので報告します。

番号1についてご説明いたします。

申請人は、東近江市きぬがさ町に居住する者で、東近江市きぬがさ町●●●●

番外 1 筆、面積 1,269.97 m²の敷地に農家住宅を建築予定です。
今回の申請は、建築主が過去3年以上 10 アール以上の農地を自ら耕作していることの証明願いであるため、審査の結果、経営面積は現在 58.83 a で過去3年においても、10 アール以上の農地を自ら耕作しており、農業者基準第 1 号（①過去3年以上 10 アール以上の農地を自ら耕作している者）に該当する農業者であることを確認し、証明書を交付したものです。

次に番号 2 についてご説明いたします。

申請人は、東近江市市辺町に居住する者で、東近江市市辺町字坤●●●番、面積 231 m²の敷地に農家住宅を建築予定です。
今回の申請は、農地所有適格法人の構成員で、その法人に 10 アール以上の農地について所有権もしくは使用収益権を移転し、または使用収益権に基づく使用および収益をさせている者であることの証明願いであるため、審査の結果、農地所有適格法人である地元の農事組合法人市辺こぼし野ファームの構成員で、95.56 アールを農地中間管理機構を通じて賃借権の設定を行っていることから、農業者基準第 4 号（農地所有適格法人の構成員で、その法人に 10 アール以上の農地について所有権もしくは使用収益権を移転し、または使用収益権に基づく使用及び収益をさせている者）に該当する農業者であることを確認し、証明書を交付したものです。

以上、2 件の証明書の交付につきましては、東近江市農業委員会規程第 14 条「専決事項」第 1 号「公簿の閲覧、公表及び管理並びに証明書の交付に関する事」の規定に基づき、事務局長の専決により交付しております。
以上、報告とさせていただきます。

議 長 事務局の報告が終わりました。本案につきましても、報告事項に留めます。

議 長 次に、議案第 10 号「東近江市農用地利用集積計画（案）について」を議題と致します。
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局長 本案件につきましては、関連がありますので農業水産課 ●●主幹から説明させていただきます。

●●主幹 それでは、議案第 10 号「東近江市農用地利用集積計画（案）について」ご説明いたします。
説明の前に議案書の訂正をお願いします。
7 ページの利用権の設定期間ですが、始期が平成 30 年 4 月 1 日となっておりますが、正しくは 4 月 5 日ですので、訂正をお願いします。
それでは、農業経営基盤強化法第 18 条第 1 項の規程により、市が農用地利用集積計画を定めるものです。
農用地利用集積計画は 3 月 30 日の公告を予定しており、公告によって所有権が移転され、利用権が設定されることとなります。
今回の所有権移転は 4 件、10 筆、21,413 m²となります。
利用権設定は 97 件、184 筆、379,282 m²で、この内農協を挟んだ円滑化事業による貸借は 19 件、37 筆、70,061 m²となっております。

また、認定農業者への集積は28名、152筆、297,615㎡となっており、認定農業者への集積率は74%となっています。

説明に入ります前に訂正をお願いします。

7ページの利用権設定の設定期間の始期についてですが、平成30年4月1日となっていますが4月5日に訂正をお願いいたします。

1ページから3ページまでが所有権移転で、4ページ以降が利用権設定になっています。

それでは補足説明をさせていただきます。

1ページの番号1の所有権移転をする農地は、上羽田町の2筆であり、2筆で100万円を対価として売買により、平成30年4月5日に所有権移転がされ、移転する者は上羽田町に居住する者、移転を受ける者も上羽田町に居住する認定農業者となっています。

2ページの番号2の所有権移転をする農地は、土器町の2筆の農地として、贈与により平成30年4月5日に所有権移転がされ、移転をする者は池尻町に居住する者で、移転を受ける者は土器町の農事組合法人で認定農業者となっています。下限面積については7ページの番号4の案件と同時処理とすることでクリアすることになります。

3ページ番号3の所有権移転をする農地は、山上町の2筆です。2筆で60万円を対価として売買により、平成30年4月5日に所有権移転がされ、移転をする者は八日市清水二丁目に居住する者で、移転を受ける者は市原野町に居住する認定農業者となっています。

番号4の所有権を移転する農地は、市原野町の4筆です。4筆で357万円を対価として、平成30年4月5日に所有権移転がされ、移転をする者は埼玉県春日部市に居住する者で、移転を受ける者は市原野町に居住する認定農業者となっています。

次に、貸借による利用権設定です。

4ページから42ページまでが所有者と耕作者による利用権設定で、43ページ以降が円滑化事業による貸借となっています。42ページの番号75から78につきましては解除条件付きの貸借となっています。これは、一般の法人でもある一定の条件をクリアできれば貸借については設定できるものです。今回の法人については、公告書により適正に農地を管理され、条件を満たしている事を確認しております。

以上が補足説明となります。

本案につきましては、農用地の効率利用、安定的に農業経営を行うと考えられますことから、農用地利用集積計画案の決定をお願いするものです。

ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。
本案について何かご意見はございますか。
(異議なし)

議 長 それでは採決に移ります。本案を承認される方は挙手を願います。
(全員挙手)

議 長 全員賛成と認めます。よって本案は可決いたしました。
以上で本日の議案はすべて終了いたしました。

議長 続いて、次第の3. 「協議事項」に移ります。
協議事項「下限面積（別段面積）の設定について」を協議案件と致します。
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは別添の「3. 協議事項 下限面積（別段面積）の設定について」という資料をご覧ください。

農地法第3条第1項により農地又は採草放牧地について、所有権等移転及び設定する場合は、農業委員会の許可を受けなければならない、取得後において農地又は採草放牧地の面積が北海道では2畝、都道府県では50㎡に達しない場合は許可できないとしています。

しかし、平成21年12月施行の改正農地法により、農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部または一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省で定めるところにより、これを公示したときは、その面積を農地法第3条第2項第5号の下限面積として設定できることになっています。

本市では、平成21年12月15日から下限面積を設定しています。下限面積の運営上、設定しております下限面積の修正等の必要性について、毎年、農業委員会において協議することとさせていただいています。

このため、平成30年度の下限面積の設定について今回、協議をお願いするものです。

資料の(1)をご覧ください。

まず、(1)農地法施行規則第17条第1項の適用による設定区域ですが、下限面積が「平均的な経営規模が小さい地域等によりその実情が適さない」と判断される場合には10アール以上において別段面積を設定できるとなっております。

このことから、当委員会において平成21年12月15日付けで、「相谷町は30アール」、「杠葉尾町及び黄和田町は10アール」と別段面積を設定し、現在まで継続しております。

まず、相谷町区域につきましては、相当数の耕地面積はありますが、小規模な既成農地であり、平成19年度から始まりましたほ場整備については、第1工区として受益面積約11.5haにつきましては、平成27年3月に工事完了、平成28年度確定測量、平成30年度換地処分ということで、平成31年3月に完了という予定であります。また、第2工区(字新田)として受益面積約5.6haが追加され、平成28年度から平成30年度の3か年で工事を完了し、平成31年度確定測量、平成33年度で換地処分完了という予定であります。

このことから、下限面積設定後、該当地区の状況の変化及び支障も生じていないため、引き続き今回も「下限面積を30アール」とするものであります。

ただし、ほ場整備が完了後は、50アールに下限面積への変更等検討する予定であります。

次に杠葉尾・黄和田町区域であります。小規模な既成農地であり、耕作者は年々減少傾向にあります。しかしながら、山間部の中でも「田」と「茶畑」が混在し、経営面積がある状況は変わっていないことから、下限面積設定後、該当地区の状況の変化及び支障も生じていないため、引き続き今回も「下限面積を10アール」とするものであります。

次に、農地法施行規則第17条第2項の適用による設定区域ですが、農地法第3条第2項第5号に定める下限面積が「高齢兼業化等により、農地の遊休化

が深刻な状況であり、特に新規就農等を促進しなければ農地の保全及び有効利用が図られない」と判断される場合には、10アール以下の別段面積も設定できるとなっております。

このことから、当委員会においては平成21年12月15日付けで、「佐目町、蓼畑町、政所町、箕川町、蛭谷町、君ヶ畑町」の6町については、5アールの別段面積を設定し、現在まで継続しております。

この「佐目町、蓼畑町、政所町、箕川町、蛭谷町、君ヶ畑町」の6町の区域については、昔からのお茶の産地で「田」はほとんどなく、「茶畑」が山間部に点在し、後継者もなく高齢化が進んでおり、獣害による被害が多く、また、年々農地が山林化している状況で10アールの「茶畑」を集積するのは難しい状況で著しい担い手不足の地域であることから、下限面積設定後、該当地区の状況の変化及び支障も生じていないため、引き続き今回も「下限面積を5アール」とするものであります。

以上のとおり、現在設定しております下限面積の別段面積につきましては、今後も引き続き設定していくという考えでございますので、協議のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、資料の後ろに付けております一覧表2枚は、現在の各地域の耕作面積の規模、1筆当りや農家当りの面積の状況を一覧にしたものです。このような状況ですので、説明いたしました別段面積が必要であるということですので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。本案件について、何かご意見はございますか。
(異議なし)

議長 採決に移ります。本案を承認される方は挙手を願います。
(全員挙手)

議長 全員賛成と認めます。よって本案は承認と致します。

議長 以上で本日の議事及び協議案件はすべて終了致しました。
長時間のご審議ありがとうございました。
これをもって平成29年度第8回(3月期)月例総会を終了致します。

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために署名する。

議 長

19番

20番